

西東京市告示第14号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、次のように市道の区域の変更及び供用の開始をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域変更及び供用開始の区間
別紙のとおり
- 2 区域変更及び供用開始の概要
別図のとおり
- 3 区域変更及び供用開始の期日
令和8年1月30日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和8年1月30日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙

区域変更及び供用開始調書

No.	路線名	区域変更の区間	区域変更に係る敷地の幅員及び延長			供用開始の区間
				幅員 (m)	延長 (m)	
1	市道 217 号線	起点 芝久保町四丁目2144番7地先	変更前	4.82	33.55	起点 芝久保町四丁目2144番7地先
		終点 芝久保町四丁目2144番16地先	変更後	6.00	33.55	終点 芝久保町四丁目2144番16地先
2	市道 1012 号線	起点 下保谷三丁目860番25地先	変更前	4.57～5.37	60.26	起点 下保谷三丁目860番25地先
		終点 下保谷三丁目860番8地先	変更後	5.29～6.08	60.26	終点 下保谷三丁目860番8地先
3	市道 1017 号線	起点 下保谷三丁目860番25地先	変更前	3.37	40.53	起点 下保谷三丁目860番25地先
		終点 下保谷三丁目860番1地先	変更後	4.99～5.01	40.53	終点 下保谷三丁目860番1地先
4	市道 1017 号線	起点 下保谷三丁目862番2地先	変更前	4.05	7.91	起点 下保谷三丁目862番2地先
		終点 下保谷三丁目861番1地先	変更後	5.07	7.91	終点 下保谷三丁目861番1地先
5	市道 1027 号線	起点 北町五丁目1080番5地先	変更前	1.82～3.41	32.79	起点 北町五丁目1080番5地先
		終点 北町五丁目1077番3地先	変更後	3.92～5.50	32.79	終点 北町五丁目1077番3地先
6	市道 2298 号線	起点 芝久保町三丁目2006番1地先	変更前	3.50～3.57	30.61	起点 芝久保町三丁目2006番1地先
		終点 芝久保町三丁目2007番5地先	変更後	4.76～4.79	30.61	終点 芝久保町三丁目2007番5地先

案内図（区域変更及び供用開始）

